

[法第十五条の二の三、法第十五条の二の四]

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿〔管理型〕（令和元年9月度）

対象期間：令和元年9月1日～令和元年9月30日

作成日：令和1年10月23日

埋め立てた産業廃棄物の種類及び数量〔規十二条の七の二 ハ イ、規十二条の七の五 セ イ〕

種類	数量(単位)
燃え殻	(t/月)
汚泥	140.22 (t/月)
廃プラスチック類	61.98 (t/月)
紙くず	7.31 (t/月)
木くず	11.78 (t/月)
繊維くず	11.24 (t/月)
動植物性残さ	5.04 (t/月)
ゴムくず	(t/月)
金属くず	6.46 (t/月)
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	76.87 (t/月)
鉱さい	27.75 (t/月)
がれき類	19.67 (t/月)
動物のふん尿	(t/月)
動物の死体	(t/月)
ばいじん	(t/月)
産業廃棄物を処分するために処理したもの	54.78 (t/月)
その他（安定型混合物）	24.89 (t/月)
その他（管理型混合物）	264.22 (t/月)
その他（廃石綿等）	11.80 (t/月)

残余容量(年度末時点)〔規十二条の七の二 ハ リ、規十二条の七の五 セ リ〕

測定年月日	
測定結果	

水質検査の実施状況と措置(年1回)〔規十二条の七の二 ハ ニ及びホ、規十二条の七の五 セ ニ及びホ〕

	地下水	放流水
採取日		
採取場所		
検査結果が得られた日		
検査項目		
検査結果		
異状の有無		
必要な措置を講じた年月日とその内容		

※1 異状が認められた場合のみ記入すること。 ※2 いずれかを記載すること。 ※3 環境大臣が定める公共用水域に排出する場合に限る。 ※4 処分場の平面図に位置を明示すること。

水質検査の実施状況と措置(月1回)〔規十二条の七の二 ハ ニ及びホ、規十二条の七の五 セ ニ及びホ〕

	地下水		放流水
採取場所	上流	下流	放流ピット
採取日	令和1年9月9日	令和1年9月9日	令和1年9月9日
検査結果が得られた日	令和1年9月19日	令和1年9月19日	令和1年9月20日
電気伝導率 ※2	25.7	88.9	
塩化物イオン ※2	6	97	
水素イオン濃度			7.1
生物化学的酸素要求量			0.5未満
化学的酸素要求量			17
浮遊物質			2
窒素含有量 ※3			14
異状の有無	異状なし	異状なし	異状なし
必要な措置を講じた年月日とその内容※1			

施設の点検〔規十二条の七の二 ハ ロ、ハ、ヘ、ト及びチ、規十二条の七の五 セ ロ、ハ、ヘ、ト及びチ〕

	擁壁等	遮水工	調整池	浸出液処理設備	防凍措置
点検日	令和1年9月9日	令和1年9月9日	令和1年9月9日	令和1年9月9日	令和1年9月9日
異状の有無	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし
必要な措置を講じた年月日とその内容※1					